

令和5年第10回 琴浦町教育委員会定例会 日程

と き：令和5年9月28日（木）13:30～

ところ：まなびタウンとうはく 第1会議室

1 開 会

2 議事録署名委員の指名（森田委員、新田委員）

3 教育長あいさつ

4 各課報告

5 議 事

6 報告事項

報告第5号 専決処分（琴浦町会計年度任用職員の任用について）

7 その他

- ・秋の小中学校一斉公開について
- ・ふるさと教育について
- ・計画訪問について
- ・市町村教育委員研修会(1月頃開催予定)の講演会、分科会テーマの希望について
- ・生徒指導報告について

8 閉 会

次回定例会：令和5年10月 日（ ） 13時30分～

**手話など障がい者に対する対応教育、普及活動の考え方を伺う** (小椋憲浩議員)

手話言語の取組ですが、手話の学習や学んだ手話を披露するなど、各小中学校で工夫した教育活動が行われています。例えば、学習の一環として、ゲストティーチャーを招き、「挨拶や自己紹介等の手話」「耳の不自由な方の生活を知り、周りの人が配慮できること」等を聞き、学びを深めています。

また、県が作成の「手話ハンドブック」が全ての児童生徒に配布されています。その入門編では、挨拶や自己紹介など、活用編では、友だちとの会話等が段階的に学ぶことができます。

さらに、小学校には巨大な「指文字タペストリー」が目につきやすい所に掲示してあります。

昨年度は、東伯中学校の3年生全員が文化祭で手話でコーラスを行いました。浦安小学校や赤碕小学校でも学習発表会で手話と歌を披露しています。

現在、町内の小中学校に手話を必要とする児童生徒はいませんが、障がいがある人もない人も、「ともに生きる社会づくり」に向けて、各校の教育課程の中で様々な取組を行っています。

一方、文化センターにおいても、手話教室の事業を行っています。東伯文化センターでは、月2回、「ひまわり手話教室」を、赤碕文化センターにおいては、毎週木曜日、午前、午後の2回、「みんなの手話教室」を開催しています。

本町では人権施策基本方針において、分野別の施策として、「障がいのある人の人権」を位置づけています。今後も、障がいに対する理解を深めるための啓発活動や研修を行うなど推進を図ってまいりたいと思います。

**子どもの生きる力、ふるさと教育をどのように考え進めていくのか** (澤田豊秋議員)

学校教育における「ふるさと教育」では、人との絆、自然、歴史、文化、産業など、地域のことを学ぶだけではなく、それらを通し、課題解決に向けて、時代の変化に対応しながら自分にできることを考え行動する。そのような「生きる力」を育成するために、発達段階に応じて取り組んでいかななくてはなりません。

一般、「ふるさと教育」のネーミングを募集したところ、203件の応募がありました。今後、ネーミングを決定し、「ふるさと教育」を体系化する整理を行い、各学校の実態に応じた創意工夫ある学習に発展させるための支援を行ってまいります。

また、重要なポイントは、今年度から全ての小中学校に導入した「コミュニティ・スクール」です。地域と学校が熟議して決定した「目指す子ども像」。そこには「我がまち」を誇れる子どもに育ててほしいという地域住民の願いが込められています。「目指す子ども像」にむけて、地域と学校が相互に連携・協働することで、地域全体で将来を担う子どもたちの成長を支えていくシステムがスタートしたところです。地域で子どもの成長を支援、応援していくことで、「絆」が生まれ、地域活性化の基盤となることも期待されることです。

**「有機給食の日」を導入してはと考えるが所見を伺う** (川本善孝議員)

現在、本町の学校給食では、有機米の取り扱いがないため導入は行っておりません。同様に他市町村でも導入しているところはございません。生産量が少ないため、安定供給の観点から取り扱いがないのではないかと考えられます。

有機米は、農薬や化学肥料、除草剤などを2年以上使っていない田んぼで栽培される等、厳しい基準で栽培される米のことをいい、町内ではその認定を受けて生産されているものはないと聞いています。

一定量の有機米が、学校給食会の提供ルートに乗るようなことになれば、特別な献立として特色ある給食を検討することは可能であると思いますが、現時点では難しいと思います。

**在住されている外国籍の方との交流について** (川本善孝議員)

特別な交流イベント等を行うのではなく、普段の学校生活の中で交流を図っています。

校内では、その児童生徒の祖国の言語のあいさつをみんなで覚えたり、それぞれの郷土料理を紹介し合い、発表したりするなど、普段の生活や学習の中で外国や外国語への興味・関心を高める機会となっています。

また、本町では両中学校に1名ずつ、小学校に1名、合計3名のALTを配置しています。授業はもとより学校生活や様々な行事でもALTと会話をしたり一緒に学んだりする中で、英語や外国の文化に触れるよい機会となっています。

また、外国籍の児童生徒のみならず、その保護者についても、PTA活動のほか、外国語による「絵本の読み聞かせ活動」への参加等、広く地域の方や、子どもたちと関わる機会を持つように声かけをしているところです。

**ヤングケアラー実態調査・研修推進事業の実施についての考えは** (谷田順子議員)

現時点では、児童生徒と教職員の関わりを通して、状況把握を行うことが効果的だと考えています。

具体的には、遅刻・欠席・早退の状況、宿題提出の状況、衣服の状況、集金の状況、児童生徒や保護者からの情報など、様々な角度から状況把握に努めています。

SOSを出している児童生徒があれば、その状況に応じて個別に児童相談所や要対協等と連携しながら対応を協議します。

しかし、課題だと感じていることは、自分がヤングケアラーだという認識がない場合や、SOSを出すことで親や周囲の人に迷惑をかけたくないといった意識がはたらき、アンケートをとったり、個別の教育相談を行ったりしても表面化しないことです。

学校では、自分自身や周りの友だちの困り感に気づききっかけとなるよう、学校のみならず相談窓口への相談につながるよう、ヤングケアラーに係るリーフレットを配布しているところです。

#### **小中学校の体育館にエアコン導入について**（手嶋正巳議員）

町内の小中学校では、令和元年度に全ての普通教室にエアコンを導入し、その後も整備を進めてきています。

夏は、子どもたちが体育館で活動するのは厳しい時期ではありますが、7月の体育の授業はプールでの水泳指導が主になっていますし、中学校の部活動においても、各校に設置している「熱中症指数モニター」や大型扇風機、サーキュレーターなどを活用するとともに、適宜、休憩をとったり、水分補給をしたりする等の工夫を行っています。

令和4年度の文部科学省のエアコン整備率に係る調査では、県内の小中学校で体育館に整備されているのは、日吉津小学校の1校です。

国の体育館の空調整備に係る助成については、機密性や断熱性向上のための工事等も併せて必要となり、大変高額になることから、全国でも整備率は低くなっているものと思われます。

本町では、今年度は4校で保健室や校長室等のエアコンを更新、次年度は残る3校での更新を計画しています。

今後も、優先順位をつけて整備していきたいと考えております。

#### **部活動の地域移行について**（金光 敦議員）

令和4年12月に、スポーツ庁・文化庁はガイドラインを策定し、令和5年度から令和7年度までの3年間で「改革推進期間とする」と、位置づけの変更が行われました。

そして、先月末、鳥取県における推進計画が策定、通知されました。その中で、本県における部活動改革は、「地域移行型」を基本とするが、直ちに地域での活動が困難な場合は、学校や地域の状況に応じて、「拠点校（合同部活動）型」、「地域連携型」といった新しい部活動の形態により、生徒の活動の機会を確保しながら、「地域移行型」への取組を推進するとされました。

この「地域移行型」における「地域クラブ」ですが、市町村を越えて合同で立ち上げることも可能ですが、基本的には、同一市町村の生徒を対象に、平日に学校で実施している部活動を単位とする、ということが、新たに示されました。その運営主体は学校と切り離されたものとなり、本町においては受け皿となる団体等が現在、存在していません。

本町での現時点での方針は、「部活動指導員」や「外部指導者」の配置をさらに拡充し、教員が指導に関わらなくても良い環境を構築していく「地域連携型」を推進していきながら、「地域移行型」への移行も検討していきたいと思っております。

検討にあたっては、スポーツ関係者も含めた部活動の地域移行を検討する協議会を立ち上げ、そこでの協議を想定し、現在、人選を進めているところです。

#### **教育長の方針をどのような形で教育現場に浸透させていくのか**（小椋正和議員）

私の方針や考えについては、まず、町の校長会において、ペーパーを配布し各学校長に伝えました。

そして、年度当初の教職員評価育成制度に係る各校長との目標面談の際、個別に1時間ほど話をしております。

また、学校を訪問した際に、その都度、学校課題等を把握しながら、指示を行っています。

さらに、毎月の校長会においても指示連絡を行い、加えて、学校からの困り事や相談等については、随時対応しております。

いじめや不登校など、生徒指導上の諸課題は当然ありますが、学校教育活動の充実と、生徒指導上の課題対応体制の構築は両輪で進めていくことが重要であると考えています。各学校もその両輪が充実するよう取組を進めているところでございます。

これからも学校訪問や、毎月の校長会等で、機会あるごとに方針や考えを伝えていきたいと思っております。

### **本町の歴史的資料の管理状況や魅力発信など今後の方向性について**（小椋憲浩議員）

町内には多数の様々な文化財がありますが、管理については、巡視員による月1回の巡視、所有者による年1回の管理報告を受け、社会教育課で確認を行い必要に応じて対応しています。大雨、大風、大雪の際にも、社会教育課職員による巡視を行っています。

歴史的な価値が高い齋尾廃寺跡は現在も調査中ですが、調査報告書を作成ののち、整備・活用について計画をしていく予定です。国の重要文化財、河本家住宅については、地元の保存会の公開活用を支援しています。

また、土曜日の日本海新聞で船上山の歴史について、皆さんも見られたと思いますが、あのように社会教育課から発信したり、小中学校においては、要望に応じて町内の歴史や文化財の講座を実施したりしているところですが、情報発信については、十分とは言えないという認識です。

議員のおっしゃるように、地域の宝として、情報発信を進めていく必要があると考えます。

例えば、文化財を周遊して楽しむためのツールとして、手に取りやすい「琴浦町文化財周遊マップ」の作成を、まずは考えてみたいと思います。

また、歴史民俗資料館に実物をまとめて展示するのは、スペース、環境的に困難ですので、デジタル技術を活用したコンテンツを研究してみたいと思います。

### **我がまちを誇れる文化・教育のまちづくりで、大人の学びの環境づくりはどのように考え進めるのか**（澤田豊秋議員）

大人の学びの環境づくりですが、地域の中で、自己有用感や自分の成長が感じられることが大切だと思います。居場所づくりや、学び・活動の選択肢、機会を増やし、地域とつながり、役割や関わりを持ち続けられる環境づくりが必要だと考えます。

そのために、町外で開催される学習機会の情報提供はもとより、公民館の事業、まなびタウンの講座、図書館のサービス、人権まなびの講座等を充実し、よりよい学びの環境づくりを推進していきたいと思います。

### **特に高齢者の生きがいづくりをどう進めるのか**（澤田豊秋議員）

高齢となっても「生きがい」を持って自分らしく豊かな人生を送るためには、先ほどの質問でも答弁しましたが、同様に、社会や地域とつながり、役割や関わりを持ち続けることが重要です。

そのためには、つどえる居場所づくりと、心身の健康がベースになると考えます。

まず、居場所づくりですが、各地区の公民館は誰でもつどえる拠点です。「学び」だけではなく、仲間づくりや交流、地域活動の場としての役割があります。さらに、郷土の文化や伝統など、高齢者の知識と技能を継承する場にもなり得ると考えています。

次に、健康づくりですが、公民館の健康づくりに係る事業、総合体育館等が実施している様々な教室や、設備の充実により、継続して体力づくりに取り組める機会の提供や、意識の向上を図っていきたいと思います。

また、スポーツに親しみ、健康づくりができる場として、スポーツ協会の皆様にお世話になりながら、スポーツ大会やスポーツ教室の実施。スポーツ推進委員さんのお力をお借りした「えんじょいスポーツ」など、健康づくりをこれからも推進していきたいと思います。

# 校長会あいさつ

令和5年10月6日

教育長 河原裕司

## 令和5年度学校教育に係る主な予算について

### ○少人数学級の実現 400万円

国が示す学級編成基準を上回る配置基準により、少人数の学級編成を行っています。

このことにより、児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導を充実させるとともに、学校生活や人間関係の円滑な適応、基本的な生活習慣の確立、基礎学力の定着を図ります。

### ○フリースクール利用料助成 72万円

不登校状態にある児童生徒がフリースクールへの通学を希望していても家庭の経済的な事情から通学ができない場合に、その利用料などを助成することにより、通学を支援し、基礎学力の補充や情緒の安定、集団生活への適応を図っています。

### ○英語教育の充実 1316万円

国際社会で通用する人材の育成に向け、児童生徒の国際意識や英語力の向上に取り組んでいます。

児童生徒が、外国語指導助手を通じて外国の言葉や文化に触れる機会を増やし、興味関心を高めるものです。

また、中学生に対して、英語検定準2級から4級の受験料の半額を補助しています。

・ALT派遣委託料 ・中学校ALT報酬等 ・英語検定料補助金 等

### ○進学支援事業 918万円

経済的理由により修学が困難な方に対して支援を行うことにより、修学の道を開き、将来、社会に貢献する人材の育成を図っています。

### ○高校生通学助成金 496万円

高校生を抱える世帯の経済的負担の軽減を図ることで、町内の高校生が通学費を気にすることなく進路を選択できるように支援しています。

### ○町内通学支援 1356万円

町内の小学校への通学に係るスクールバスを運行しています。

町営バスを通学に利用する中学生に助成を行っています。

また、公共交通機関が無い地域に居住する児童生徒の通学支援を行っています。

### ○コミュニティ・スクール推進事業 135万円

学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体になって、「地域とともにある学校」づくりを進めるため、各学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを導入しました。

・学校運営協議会委員報酬 ・研修会 ・学校支援ボランティア活動費、研修会参加費等

### ○教育相談・支援体制の充実 3823万円

児童生徒が抱える問題が多様化する中、一人一人に対してきめ細やかな対応を行い、学びを継続させるための相談体制や学習支援体制を整えています。

・スクールソーシャルワーカー ・特別支援教育コーディネーター ・日本語学習支援員

・教育相談員 ・学習支援員

### ○教職員の健康管理 176万円

町内小中学校に勤務する教職員の安全と健康を確保し、健康の維持・増進を図ることを目的に、教職員の健康管理を行っています。

・定期健康診断等

### ○小中学校の維持管理 2億174万円

町内小中学校の安全安心な施設管理に努め、児童生徒が集中して学習できる環境を整備するものです。

・工事・修繕等 ・光熱水費 ・学校管理費 ・保守点検等 ・事務補助職員報酬等

### ○小中学校の教育活動支援 2973万円

児童生徒の体験活動や学習活動などに必要な経費を負担することで、充実した学びを支援しています。

・中学生研修派遣 ・農業体験学習 ・大会、校外学習等バス借上げ料 ・学力検査手数料等  
・教材備品等 ・消耗品費等 ・インターネット回線利用料 ・図書購入費

### ○児童生徒の健康管理 449万円

学校における児童生徒の健康の保持・増進を図り、学校教育を円滑に実施し、児童生徒が安心して過ごすことを目的に児童生徒の健康管理を行っています。

・児童生徒定期健康診断 ・児童生徒尿・心電図検査 ・就学时健康診断

### ○ICT 活用教育の推進 2972万円

ICT 環境の充実を図るとともに、教職員を対象とした研修会を実施するなど、指導力向上に努めています。

・PC リース料等 ・学習支援ソフト使用料等 ・モバイルルーター利用料等 ・ICT 研修費

### ○就学援助費 1723万円

経済的な理由により就学が困難と認められる小中学校の保護者に対して学用品や給食費、一部の医療費などの援助を行っています。

### ○特別支援教育就学奨励制度 483万円

特別な教育的支援が必要な児童生徒の保護者に対し、経済的な負担を軽減するため、学用品や給食費などを援助しています。

### ○中学校部活動支援 174万円

中学校部活動の指導について、外部の指導者を活用することで教員の負担軽減と部活動の質の向上を目指しています。

・部活動支援員報酬等 ・外部指導者報奨金等 ・旅費、保険等

### ○学校給食 1億8102万円

児童生徒の心身の健康な発達のため、バランスのとれた栄養豊かな給食を提供するとともに、学校給食を通じ、日常生活における食事について正しい知識と望ましい食習慣を養うなど、「食を通して生きる力を育む」ことを目的に、教育の一環として実施しています。

また、ふるさと教育の一環として、「惑星コトウラ給食」を実施しています。琴浦町の特産品をふんだんに使ったメニューを通して、児童生徒が地域のことを知り、興味と関心をもつきっかけになることを目指しています。

給食材料の高騰の影響により令和5年度より給食費が変更になりましたが、その増額分は町の負担とし、保護者負担については据え置いています。

## 令和4年度「学校の魅力アップ事業」に係る市町村教育委員会における好事例等について

いじめ・不登校総合対策センター

### ○A 中学校の取組と成果

#### 【取組内容】

- ・毎週水曜日に「不登校対策の日」として学年団単位で不登校に係る会議等を設けた。
- ・校長が年度初めに不登校生徒やその保護者と面談を実施した。
- ・公民館で地域ボランティアを募り、不登校生徒に対して学習補充を計画実施している。
- ・市町村アドバイザーによる研修での学びを中学校区の小学校も巻き込んで共有した。

#### 【成果】

- ・新規不登校が減少した。
- ・教職員の不登校生徒への関わり方（声のかけ方、接し方）に変容が見られた。
- ・職員室内における教職員の会話が子どもを中心に据えた内容になった。
- ・学習補充の取組により、不登校生徒が教室復帰した。
- ・不登校生徒の保護者との関係がより良くなった。

### ○B 小学校の取組と成果

#### 【取組内容】

- ・年度当初に児童へのより良い関わり方について全教職員で共通理解を図り、適切な言葉かけや共感的態度で接すること等を実践した。
- ・特別支援教育コーディネーターが中心となり、子どもが様々な形で表すSOSをどのように適切に対応するのか学校全体で研鑽を積んだ。
- ・今まで以上にスクールソーシャルワーカーにケース会議に入ってもらい、見立て（アセスメント）等について助言してもらった。

#### 【成果】

- ・子どもたちの落ち着いた姿を見ることが増えた。
- ・新規不登校が減少した。
- ・どの児童や保護者にとっても安全安心な学校となった。

### ○C 中学校の取組と成果

#### 【取組内容】

- ・学校で行うケース会議の際に、市町村教育委員会担当者も同席し、連携会議で学んだ内容を基に教員に助言した。
- ・特別活動を中心に据え、生徒の自主性に重点を置いて学校運営を行った。

#### 【成果】

- ・連携会議で学んだ内容を基に教員に助言することで精度の高い見立てができ、適切な支援を講じられるようになった。（アセスメント力の強化）
- ・不登校生徒数が減少した。

### ○その他

- ・教員のいじめ事案における聴き取りの仕方などについてスクールカウンセラーから助言等してもらい実習を行った。（記録の取り方や情報の集約の仕方、聴き取りの際は二人体制で聴くなど）町作成の聴き取りシートをスクールソーシャルワーカーと協力して作成した。
- ・D町の小学校・中学校合同研修会について  
（内容）①中学校の生徒指導主事から生徒指導について話  
②スクールソーシャルワーカーが中心となり事例検討会の実施  
※小中学校合同で行うことが重要と考えている。中学校の方が生徒指導対応についてより組織で行っており、小学校教員の参考になっている。
- ・授業づくりを中心に据えて学校運営をしている。子どもの様子が以前と全く違い、安心してみんなの前で発表できたり、学びが深まったりしている。

# 令和5年9月教育委員会定例会報告

教育総務課

1. 校区外・区域外就学の承認について（別紙1）
2. 琴浦町議会9月定例会関係
  - ・一般質問
  - ・令和5年度補正予算、令和4年度決算認定
  - ・教育委員会委員の選任
3. 台湾台中市日南中学校との交流にむけて（別紙2）
4. 教育委員会感謝状贈呈予定について（別紙3）
5. 就学時健診の実施について

| 学 校 名 | 健康診断実施日   | 予定児童数 | 【参考】1年生の人数(4月時点) |     |     |     |
|-------|-----------|-------|------------------|-----|-----|-----|
|       |           |       | R5               | R4  | R3  | R2  |
| 浦安小学校 | 10月4日(水)  | 26    | 35               | 33  | 43  | 31  |
| 聖郷小学校 | 11月10日(金) | 17    | 15               | 13  | 23  | 14  |
| 八橋小学校 | 10月25日(水) | 27    | 27               | 19  | 32  | 28  |
| 赤碕小学校 | 10月5日(木)  | 30    | 20               | 31  | 35  | 35  |
| 船上小学校 | 10月19日(木) | 15    | 20               | 18  | 23  | 15  |
|       |           | 115   | 117              | 114 | 156 | 123 |

## 6. 主な学校関係行事

- |         |                            |
|---------|----------------------------|
| 9/7～8   | 東伯中校区小学校5年生自然教室            |
| 9/9     | 中学校運動会                     |
| 9/14～15 | 赤碕中校区小学校5年生自然教室            |
| 9/26    | 東伯郡小学校陸上大会                 |
| 9/29～30 | 中部地区中学校新人大会                |
| 10/4    | 浦安小学校とっとり県民参加の森づくり推進事業記念式典 |
| 10/5    | 八橋小学校創立150周年を祝う会           |

## 校区外・区域外就学の承認について

次のとおり、琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱(平成20年教育委員会訓令第3号)第2条第1項の規定に基づき承認しました。

### 【校区外就学】

| 番号 | 学年 | 校区外就学校 | 指定校   | 校区外就学期間                 | 住所    | 認定要件 | 備考 |
|----|----|--------|-------|-------------------------|-------|------|----|
| 1  | 小5 | 浦安小学校  | 聖郷小学校 | 令和5年9月3日～<br>令和7年3月31日  | 琴浦町三保 | (1)  | 新規 |
| 2  | 小2 | 浦安小学校  | 聖郷小学校 | 令和5年9月3日～<br>令和10年3月31日 | 琴浦町三保 | (1)  | 新規 |

### 【区域外就学】

| 番号 | 学年 | 区域外就学校 | 指定校           | 区域外就学期間                    | 住所      | 認定要件 | 備考 |
|----|----|--------|---------------|----------------------------|---------|------|----|
| 1  | 小1 | 赤碕小学校  | 有田市立<br>保田小学校 | 令和5年10月2日～<br>令和5年12月22日まで | 和歌山県有田市 | (6)  | 新規 |

### 〈参考〉

琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱(平成20年教育委員会訓令第3号)

(認定要件) 第2条

|   |  |
|---|--|
| (1) 学年中途等の転居の場合   | (2) 新築等により転居予定先区域の学校に就学する場合(転居先住所が確定している場合に限る。)                              |
| (3) 小学生の保護者が共に仕事に従事し、児童の下校後、自宅に保護者がいない事情にある者で、預かり先所在地の指定校に就学を希望する場合 | (4) 児童生徒の心身の事情、いじめ、不登校等により、指定校へ通学することが困難であり、当該事情に即応した他の学校への就学を希望する場合         |
| (5) 通学の利便性など地理的事情による場合  | (6) DV、家庭事情等により、住民票の異動手続きができない場合   |
| (7) 部活動等学校独自の活動による場合  | (8) 兄弟姉妹が指定校を変更し、通学している学校への就学を希望する場合   |
| (9) 校区外就学の承認を受けている児童が、当該区域への中学進学を希望する場合                             | (10) 校区外就学の事由の解消に伴い、指定校が変更となる場合に、周囲の環境又は友人関係を維持するため、今まで通っていた学校に引き続き通学を希望する場合 |

## 台湾台中市日南中学校および大甲区表敬訪問について

企画政策課  
教育総務課

### 1 概要

鳥取県と台中市は友好交流を締結しており、5周年を迎え更なる友好関係の発展と交流の活性化が推進されている。琴浦町においても台中市内の中学校との交流を検討しており、実施に向けて台中市日南中学校および中学校所在地の大甲区へ表敬訪問を行った。

### 2 訪問内容

期間 8月27日（日）～29日（火）  
8/28 鳥取県と台中市の友好交流5周年記念式典  
台中市日南中学校および大甲区へ表敬訪問  
訪問者 福本町長、河原教育長

#### (1) 鳥取県と台中市の友好交流5周年記念式典出席

鳥取県は2017年に台中市と観光交流協定を、2018年には友好交流協定を締結し、幅広い分野での交流を促進している。

県と台中市との友好交流が5周年を迎えたことを祝い、台中市役所で式典が開催され、町長、教育長が出席した。



式典の集合写真



台中市・盧(ろ)市長へ挨拶



#### (2) 台中市日南中学校表敬訪問

琴浦町では多文化理解とグローバルな人材育成を目的に、町内の中学生と県の交流先である台中市の中学生との交流を検討しており、県を通して交流先として紹介があった日南中学校への表敬訪問を行った。

日南中学校は、全校生徒825名、校内の面積が4.19ヘクタールの大規模校。校内には競輪場があり、競輪チームは国内1位の成績を修めている。

日南中学校は交流に非常に積極的で、鄭(てい)校長から日南中学校の国際交流の取り組みや、日南中学校が琴浦町の中学生を受け入れる際のプログラム等について説明を受け、相互訪問による交流の実現に向けて協議を行った。



鄭(てい)校長



プレゼンテーションの様子



学校でオーギョーチー作り体験

## (2) 大甲区表敬訪問

大甲区は農業が盛んで、特にタロイモは台湾随一の特産。タロイモで作ったタロイモケーキ（焼きまんじゅう）も有名。また、梨の生産地でもある。

また、毎年旧暦の3月には大甲区で祭られている大甲媽祖（女性の神様）のお祭りがあり、台湾全国から多くの人が集まる。

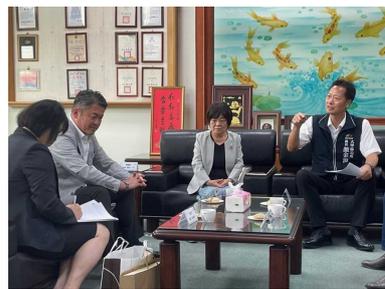
大甲区公所を訪問し、区内にある日南中学校との交流について協力をお願いした。



大甲区公所で歓迎の横断幕



大甲区・顔(がん)区長



## 3 今後について

中学生交流について、日南中学校と琴浦町内の中学生との交流に向け、双方で協議しながら、来年度交流実施に向け具体的な調整を進めていく。

また、大甲区との行政間交流についても、今後検討していきたい。

琴浦町教育委員会感謝状贈呈予定一覧

令和5年9月22日現在

| 学校名   | 氏名・団体名                | 活動・在職年数等                      |
|-------|-----------------------|-------------------------------|
| 赤碕中学校 | 野間田 澄幸                | 学校支援ボランティアコーディネーター            |
|       | 活魚 ふじ                 | ワクワク赤碕（職場体験学習）の受入             |
|       | お食事処 海                |                               |
|       | JA鳥取中央 農産物直売所あぐりポート琴浦 |                               |
|       | 鳥取県立船上山少年自然の家         |                               |
|       | 琴浦消防署                 |                               |
|       | (株) あかさきグループワールドワイド   |                               |
|       | 赤碕ダイハツ（有）             |                               |
|       | 鳥取県 畜産試験場             |                               |
| 東伯中学校 | 福助(株) 鳥取工場            |                               |
|       | 旭東電気(株)鳥取事業所 浦安工場     |                               |
|       | 東伯SS遠藤石油(株)           |                               |
|       | (有) 東和                |                               |
|       | (財) みどり保育園            |                               |
|       | 中部花壇アプト店              |                               |
|       | JA鳥取中央 トピア店           |                               |
|       | すみれ食堂                 |                               |
|       | (株) チュウブ              |                               |
|       | リバーズファーム              |                               |
| 赤碕小学校 | 岩崎 和栄                 | しおさい朗読劇、読み聞かせ等                |
|       | 岩田 弘                  | 環境保護、磯遊び等海の活動支援等              |
|       | 上田 啓悟                 | 環境保護、鳴り石の浜プロジェクト等             |
| 聖郷小学校 | 横山 英明                 | 学校支援ボランティア、通学路除雪、農作物栽培指導等     |
|       | 山田 孝志                 | 学校支援ボランティア、農作物栽培体験でのゲストティーチャー |
| 八橋小学校 | 加藤 武治                 | 登下校時の見守り                      |
| 船上小学校 | 井上 耐子                 | 読み聞かせボランティア                   |
| 船上小学校 | 高力 房枝                 | 読み聞かせボランティア                   |
| 船上小学校 | 前田 文雄                 | 読み聞かせボランティア等                  |

1. 旧浦安地区公民館除却に物品譲渡会の実施について  
(別紙1のとおり)

2. 岡本直己選手マラソン・パリオリンピック代表選考会パブリックビューイング  
～みんなで岡本選手を応援しよう！～について

日時：10月15日(日) 午前7時～受付、8時スタート

会場：まなびタウン4階 多目的ホール

趣旨：・琴浦町森藤出身の同選手への激励と、地元選手への応援を通じて地元への誇り、地元愛を高め町の活性化に繋げる。

・子どもたちや来場者に、夢に挑戦する姿を伝える。

※本大会で上位2人に入れば、パリオリンピック日本代表に内定。

※先着200名にスティックバルーンを進呈

主催：琴浦町スポーツ協会

3. 東伯総合公園サッカー場の改修案について  
(別紙2：9月議会常任委員会提出資料)

4. まちづくりモデル事業の効果検証と今後の方針について  
(別紙3：9月議会常任委員会提出資料)

5. 教育委員・社会教育委員を対象とした勉強会の開催について

日時：10月17日(火) 19:00～20:30

会場：まなびタウン 3階 第1会議室

内容：「今求められている社会教育・公民館の役割とは(仮)」

講師：鳥取県教育委員会事務局社会教育課 平野社会教育主事(予定)

参考：※公民館職員対象

10月24日(火) 午後(時間調整中) まなびタウン 4階 研修室

内容：「今求められている公民館の役割とは(仮)」

6. 生涯学習センター地下駐車場の状況について

## 旧浦安地区公民館物品譲渡会の実施について

社会教育課

### 1 概要

旧浦安地区公民館の除却にあたり、施設内にある物品を処分する必要がある。処分を予定している物品の有効活用と処分にかかる経費を削減するため、琴浦町民を対象とした物品譲渡会を開催するもの。

### 2 日程

日時：令和5年10月7日（土）9：00～12：00

場所：旧浦安地区公民館

### 3 主な物品について

長机、パイプ椅子、キャビネット、ショーケース、調理器具、食器、スリッパ、座布団、将棋盤など

### 4 参加対象者

琴浦町に住所のある個人または、琴浦町内の企業や事業所

### 5 今後のスケジュール

R5.9.15～9.25 申し込み期間（電話、googleforms）

R5.9.26頃 申し込み状況により抽選実施

R5.10.7 譲渡会の実施

## 東伯総合公園サッカー場の改修案について

総務課・社会教育課

**1 趣旨**

東伯総合公園サッカー場の芝整備方針について、人工芝による改修を行う方針としたため報告するもの。

**2 経過**

令和3年6月議会において、日本芝による全面張替えを行うための実施設計委託料を計上。審議の結果、修正動議により削除される。

以降、PFI 事業の中で民間事業者からの提案を待つこととしたが、令和5年1月に地元事業者の参画が十分に見込めないことから、PFI 事業による整備を断念した。

**3 サッカー場使用の考え方 (R3.6月時点)**

スポーツ少年団をはじめ、子どもや大人を問わずサッカーの日々の練習や町内チームが参加するサッカー場とする。また、サッカーのみならず、他種目、多世代が活用可能な施設として整備する。

**4 美作市サッカー場視察結果 (R5.9.4)**

天然芝グラウンドは西洋芝（ティフトン）となっており、1日4時間以内の使用として制限を設けている。また、冬季はオーバーシードを施工し、使用可能としているが、9月中旬から10月後半までは、養生期間として使用ができない。

天然芝グラウンドは、大会・イベント用として位置付けており、市民が通常使用する施設とはなっていない。人工芝グラウンドは、通年使用しておりプロリーグのチームも使用している。



人工芝グラウンド



天然芝グラウンド

## 5 サッカー場整備方針

視察結果及び令和4年度、5年度のサッカー場使用実績を踏まえ、上記のサッカー場使用の考え方を実現するためには、人工芝による整備が妥当と判断し、整備方針とする。

また、今年度中であれば JFA サッカー施設整備助成金が活用可能であることから、財源を確保するため、早急に準備にとりかかりたい。

## 4 今後のスケジュール案

| 事業内容              | 令和5年度 |          |  |    |   |       |   | 令和6年度 |   |   |   |   |   |   |
|-------------------|-------|----------|--|----|---|-------|---|-------|---|---|---|---|---|---|
|                   | 9     | 10       | 11   | 12 | 1 | 2     | 3 | 4     | 5 | 6 | 7   | ~ | 2 | 3 |
| 1 予算              |       | ●10月臨時議会 |  |    |   |       |   |       |   |   |   |   |   |   |
| 2 JFAサッカー施設整備助成事業 |       |          |  |    |   | ●交付申請 |   |       |   |   |   |   |   |   |
| 3 スポーツ振興くじ助成事業    |       |          |  |    |   | ●交付申請 |   |       |   |   |   |   |   |   |
| 4 設計業務            |       |          |  |    |   |       |   |       |   |   |   |   |   |   |
| 5 整備工事            |       |          |  |    |   |       |   |       |   |   |  |   |   |   |

人工芝と日本芝の比較

| 比較項目   | 項目詳細                  | 人工芝              | 日本芝              | 備考   |
|--------|-----------------------|------------------|------------------|--|
| ●環境面   | マイクロプラスチック            | △                | ○                | 人工芝：流出抑制対策を実施                                      |
|        | 更新時廃棄物                | △                | ○                | 人工芝：公共施設の通路等に再利用                                   |
| ●産業面   | 芝発祥の地                 | ×                | ○                | 人工芝：他の公共施設（公園等）で天然芝利用を促進                           |
|        | 維持管理請負                | △                | ○                |  |
| ●健康面   | 膝などへの負担               | △ 負担感あり          | ○                | 使用上の留意事項として注意喚起                                    |
|        | 熱                     | △ +10℃           | ○                |  |
|        | やけど                   | ○ 可能性あり          | ○                |  |
| ●運営面   | 使用時間                  | ○ 制限なし           | △ 4H/日           | 天然芝：R3.6議会時点では通年利用可としていたが<br>R4,R5の利用実績を鑑みて評価を見直し。 |
|        | 養生期間                  | ○ 制限なし           | △ 冬期             |  |
| ●財政面   | <b>イニシャルコスト</b>       | <b>210,320千円</b> | <b>116,600千円</b> |  |
|        | (財源内訳)                |                  |                  |  |
|        | JFAサッカー助成金            | 45,000千円         | 0千円              | 人工芝：上限45,000千円 日本芝：補助対象外                           |
|        | スポーツ振興くじ助成金           | 48,000千円         | 30,000千円         | 人工芝：上限48,000千円 日本芝：上限30,000千円                      |
|        | 過疎対策事業債               | 82,100千円         | 0千円              | 人工芝：町費117,320千円×0.7 日本芝：対象外                        |
|        | 純町費                   | 35,220千円         | 86,600千円         |  |
|        | <b>ランニングコスト（10年間）</b> | <b>11,550千円</b>  | <b>48,147千円</b>  |  |
|        | (財源内訳)                |                  |                  |  |
|        | 純町費                   | 11,550千円         | 48,147千円         |  |
|        | <b>更新コスト（10年間）</b>    | <b>100,000千円</b> | <b>0千円</b>       |  |
|        | (財源内訳)                |                  |                  |  |
|        | 社会資本整備総合交付金           | 50,000千円         | 0千円              | 人工芝：補助率1/2   |
|        | 過疎対策事業債               | 35,000千円         | 0千円              | 人工芝：町費50,000千円×0.7                                 |
|        | 純町費                   | 15,000千円         | 0千円              |  |
|        | <b>事業費合計</b>          | <b>321,870千円</b> | <b>164,747千円</b> |  |
| (財源内訳) |                       |                  |                  |  |
| 補助等    | 260,100千円             | 30,000千円         |                  |  |
| 純町費    | 61,770千円              | 134,747千円        | 純町費差額72,977千円    |  |

※財政面の比較は、芝生整備に要する費用のみ（防球ネット・夜間照明の整備は人工芝、天然芝いずれの場合においても同額の費用を要するため）

## まちづくりモデル事業の効果検証と今後の方針について (古布庄地区・安田地区・以西地区)

企画政策課・社会教育課

### 1 要旨

地域の身近な課題に自主的に取り組むことを促し、住民参画による協働のまちづくりを推進するため、現在、モデル事業として行っている住民組織（協議会）による運営について効果検証を行い、次年度に向けた地域づくりの取り組み方針を示す。

### 2 モデル事業実施状況

令和4年度～ 古布庄地区

令和5年度～ 安田地区、以西地区

※各地区の活動報告については別紙のとおり

### 3 効果検証

- ・ 住民が主体的に意見を出し合うことができ、住民意見を取り入れた魅力ある地域づくりが進んだ。
- ・ 住民から出たアイデアを素早く実現することが可能となった。
- ・ 公民館と協議会がそれぞれ実施していた事業について、事業開催時期の重複や類似した事業の統合が進み、効果的な地域活動が可能となった。
- ・ これまで地区内で個別に活動してきた住民団体同士の連携が生まれた。
- ・ 個別の集落での活動では解決できなかった地域全体での取り組みが可能となった。
- ・ 役員任期を複数年とすることにより継続的に活動できる仕組みが整った。

### 4 令和6年度に向けた方針

- ・ 各地区の実態に即した地域振興や組織のあり方を尊重し、住民主体の地域づくりを進める。
- ・ 協議会が主体となり、社会教育と一体化した地域運営事業を実施することを条例で明確に位置づけ、地域住民が自ら行う地域づくりを推進する。
- ・ 協議会を地域づくりをすすめる住民団体として位置づけ、行政との協働を明確にすることで、人的・財政的支援を担保し、持続可能な地域運営につなげる。
- ・ 上記の方針や、これからの地域づくりの在り方、必要な条例案等について教育委員会、社会教育委員会、議会等との意見をふまえた上で12月議会での上程を行う。
- ・ 令和6年度からは、モデル事業実施3地区について地域づくり事業として交付金を支出し、協議会による地域運営を継続する。
- ・ スケジュール案
  - 10月～ 勉強会 教育委員、社会教育委員、町議会議員
  - 12月 条例案上程

## 【古布庄地区】

資料

### ■経緯

古布庄地区では、令和4年2月に新たな住民組織「古布庄まちづくり協議会」を設立。令和4年度から古布庄地区公民館と旧古布庄保育園を拠点に、これまで地区公民館が担ってきた社会教育活動に加えて地域づくり活動も含めて運営を開始した。

### ■活動内容

モデル事業初年度には町民運動会を誰でも参加しやすいレクリエーションやゲームに変更し「ふれあい交流会」として実施。また、一向平で話題になっているサウナを一度体験してみたいという住民の声をきっかけに、住民の手で芝生化した園庭を活用し、新規事業サウナ体験会を実施するなど新事業に取り組んだ。

協議会役員の研修として視察研修も実施。米子市永江地区の住民運営ストアやカーシェアによる共助交通の取り組みを学んだ。

令和5年度の新たな試みとして、今まで秋に行っていた古布庄まつりを夏の夜祭りとして開催。地区内外からたくさんのお子様連れも参加もあり、賑やかで、「楽しかった」という声が多数あった。

拠点となる施設森の楽園で常設フリマとして使用していた部屋をプレイルームとしてリニューアル。健康マージャンやキッズルームとしての利用などが可能となり大人も子どもも気軽に立ち寄れる施設となった。

そのほか、以前からの活動を継続して百歳体操を週2回実施し、高齢者の健康状況の確認や交流を促進し、家族の安心にも繋がっている。

### ■効果検証

協議会への移行により部会制で事業を検討することで地域住民が意見を出しあって、これまでの地域事業を現在の地域にあった形に変えながら事業を推進している。また、交付金の一括交付での活動が可能となり、住民から出たアイデアを素早く実現できるメリットもあった。役員を2年任期とすることで継続性のある取り組みも可能となった。

その他に、これまで単体で活動してきた団体（区長会、消防団、女性会など）の代表者にも各部に加入してもらい、活動状況や地域課題の共有や情報交換、話し合いができるようになった。



## 【安田地区】

資料

### ■経緯

令和5年2月にこれまで活動してきた安田地区振興協議会が解散し、新たに「安田地域づくり協議会」を設立。4月からモデル事業により活動を開始した。

安田地区では新組織設立前に全部落で説明会を行ったほか、住民ワークショップを開催することで住民意見をしっかりと聞きながら新組織を立ち上げた。

### ■活動内容

全部落での説明会や住民ワークショップの住民意見の中からヒントを得た活動として「安田むらづくりサポーター制度」がある。登録したボランティアが特技を活かして地域行事の運営補助や講師を行ったり、地域住民の困りごとを解決するもので、現在30人がボランティア登録を行っている。この制度に登録したボランティアが主となり新事業「ボードゲーム体験会」も始まった。

4月には「五十年後の安田をまちづくってみませんか」と題し、住民参加ワークショップを開催、今後の安田地区の活動について様々な意見交換を行った。活動のヒントとなる地域の声を集めたほか、旧安田小施設改修の参考意見としても大切にしたい。

7月には旧安田保育園で「わくわく体験交流会」を開催。前日から、安田地域づくり協議会の事務局とふれあい地域づくり部、健康福祉部が、会場となる旧安田保育園の草刈りや掃除、準備などを実施。交流会では、「ものづくり体験」「魚のつかみとり」等の催しを行い、子どもから大人まで楽しく参加した。

同じく7月に安田地区一斉防災訓練を実施。今回初めて行ったこの事業では安田地区全体から120人の参加で震度6強の地震を想定した避難訓練を行い、その後防災講演会や非常時の食体験も行った。地域全体での取り組みを大切にしたいという思いから、今後の新規事業として安田地区一斉清掃の実施も予定している。

8月は「ワイワイ祭り in やすだ 2023」を開催。屋台出店のほか、紙飛行機飛ばし、早食い大会、抽選会等のイベント、白鳳太鼓や神楽などのステージ催しも行った。

この他、これまで安田地区振興協議会が行ってきた「ふれあい食堂」や「助け合い交通ことうら」等の地域課題に特化した事業も継続して実施している。

### ■効果検証

モデル事業の実施により、これまで別々で活動してきた住民組織に連携が生まれ、協力体制がとりやすくなった。防災訓練や一斉清掃のような安田地区全体で地域課題に取り組む事業も新たに始まった。



## ■経緯

以西地区では以西地区振興協議会が5年前から活動を継続しており、令和5年度からは地区公民館運営協議会と協議会の組織連携を強める形をとり、モデル事業を実施している。住民組織として継続的に活動を行ってきたことから、これまでの地区公民館で行ってきた生涯学習事業と、振興協議会で行ってきた地域づくり事業をミックスしながら事業を推進している。

## ■活動内容

まちづくりに関係する事業として、年間を通じて「軽トラ市」を開催。地元の農産物や手作り食品等の市場を定期的に開催し、地域内の交流や経済循環を図っている。

8月にはいさい夢まつりを4年ぶりに開催。9店舗の屋台出店やフラダンス、バンド演奏等のステージイベントのほか、「以西おどり」を参加者で踊る時間も設定し、夏の賑わいづくりと地元の伝統文化に触れる機会にもなった。

この他「たけのこ掘り&わらび採り」「以西歴史探訪」「以西小学校クリーン作戦」等、振興協議会の地域づくり事業を継続している。これらの事業では地元の方の特技を活かして講師となったり、地域のシンボリック施設への愛着を育む形での事業推進を行っており、以西地区の住民参画による地域づくり事業となっている。

公民館と協議会事業の統合と新事業の立ち上げにもつながっている。これまで実施時期や内容が重複していた「ナイトウォーク」と「ほたる鑑賞会」事業のあり方を見直したほか、今年度新事業の立ち上げも予定しており、以西小学校の行事として行っていたセカンドスクールを振興協議会の運営で復活させる計画となっている。

## ■効果検証

以西地区では、公民館事業と振興協議会事業が融合することで、これまで相互で類似していたり時期が重複していた事業の整理や、組織の一本化による役員の固定化の解消につながっている。役員の再配置により事業に対する意見の吸い上げもしやすくなった。



## 地区公民館を基軸として 地域づくり及び地域の課題解決に取り組む

### ● 各地区の実態に即した地域振興や組織のあり方を尊重し、住民主体の地域づくりを進める

#### ①地区公民館による地域運営

→ 公民館を中心として、住民を巻き込んだ主体的な地域振興を推進

- ・ R7年度末全地区一斉のセンター化（住民組織による地域運営）は修正し、各地区の状況に応じて支援
- ・ 各種サークル活動やボランティア活動等、地区内の様々な住民団体の活動を支援
- ・ 公民館における社会教育事業を発展させ、地区住民の主体性と全体の機運が高まれば、協議会等の立ち上げを支援



住民組織による地域運営に移行可能

#### ②住民組織による地域運営

→ 住民組織による主体的活動（生涯学習、地域振興等）を推進

- ・ 「まちづくり協議会条例」等、住民組織活動の根拠となる規程を整備
- ・ 人的支援（館長、主事の配置）、財政的支援（交付金等での活動費）を継続
- ・ 公民館は残すが、施設名は愛称でも可とし、親しみやすい地域の拠点を目指す

#### スケジュール

- |     |  |
|-----|--|
| 5月  | 公民館長・主事会で説明                                |
| 6月  | 社会教育委員会等で公民館のあり方協議<br>議会への説明               |
| 9月  | モデル事業の効果検証、議会報告                            |
| 12月 | 必要条例等の議会上程<br>各地区の実態に即した地域運営実施             |
|     | ・ モデル事業実施地区 → 住民組織による地域運営実働開始              |
|     | ・ 地区公民館による地域運営地区 → 地区公民館の地域運営継続しながら住民参画を推進 |

# 「琴浦町まちづくり組織条例（仮称）」の制定

※行政と協働して地域づくりを推進する住民組織を条例に位置づけることで、人的・財政的支援を担保し、持続可能な地域運営を行う

## ●条例の内容

### ■組織の役割

- ・町と協働して地域づくりを推進する組織であること。
- ・地域の活性化及び地域の課題の解決に自主的かつ主体的に取り組むこと。
- ・まちづくり組織相互に情報交換及び連絡調整を図ること。

### ■要件

- ・原則区域の全ての自治会が参加し、区長が運営に参画する組織であること。
- ・当該区域の住民の全てが加入できること。
- ・目的、名称、区域、所在地、会員資格、意思決定機関等を明記した規約に従い運営すること。
- ・役員や代表者を民主的に選出、民主的で透明性のある組織であること。
- ・地域づくりの目標となる「地域ビジョン（仮称）」を策定し、それに基づき活動すること。

### ■認定

- ・町は要件に該当する組織をまちづくり組織として認定する（1地区に1団体）。

### ■事業

- ・社会教育法第22条に規定する事業、住民自治・住民主体のまちづくり活動推進、地域福祉、地域防災、人権啓発、その他
- ・活動の制限（宗教、政治、特定の公職候補者・政党）

### ■町の支援

- ・まちづくり組織に対し人的・財政的に必要な支援を行い、組織の自主性自立性を尊重

## ●その他

- ・まちづくり組織の活動拠点は地区公民館とする。
- ・まちづくり組織への指定管理は、行わない。
- ・施設名は愛称でも可とし、親しみやすい地域の拠点を指す。

報告第5号

専決処分（琴浦町会計年度任用職員の任用について）

琴浦町職員の人事異動について、琴浦町教育委員会教育長への事務委任規則（平成16年琴浦町教育委員会規則第7号）第4条第1項の規定により専決したので、別紙のとおり報告します。

令和5年9月28日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

令和5年度 琴浦町会計年度任用職員

発 令

令和5年9月1日

| 所 属      | 職 名   | 氏 名    | 備 考 |
|----------|-------|--------|-----|
| 古布庄地区公民館 | 公民館主事 | 徳丸 久美子 |     |

# 学校へ行ってみよう!

地域とともにある学校づくりをめざして、学校公開を行います。

保護者・地域にお住まいのみなさまに琴浦町内の学校を訪れていただき、学校への理解を深めていただきたいと思います。多くの方のご来校をお待ちしています。



## 浦安小学校

52-2404

- 10月27日(金)  
12:45~15:30  
学習発表会

## 聖郷小学校

52-3016

- 10月27日(金)  
12:30~15:00  
学習発表会
- 11月7日(火)  
8:45~15:25  
朗読会・マラソン大会  
10周年記念行事  
(参観日)

## 八橋小学校

52-2950

- 11月22日(水)  
13:10~14:40  
学習公開(参観日)

## 赤碕小学校

55-0506

- 10月20日(金)  
13:30~15:30  
学習発表会

## 船上小学校

55-0601

- 10月18日(水)  
13:00~15:20  
学習発表会



## 東伯中学校

52-2326

- 9月9日(土)  
8:30~12:30  
運動会
- 9月27日(水)  
14:00~16:00  
学習公開・講演会  
(人権教育参観日)

## 赤碕中学校

55-0002

- 11月3日(金)  
8:00~12:00  
校内文化祭
- 11月20日(月)  
13:45~14:35  
学習公開  
(人権教育参観日 5限)

受付については、学校の指示に従ってください。

## 琴浦町ふるさと教育ネーミング募集結果

- 1 目的：琴浦町では各学校で地域の自然、歴史、産業、人などを生かした学習として、町探検、職場体験、社会見学などのふるさと教育に取り組んでいる。  
琴浦町のふるさと教育がさらに充実し、子どもたち、学校や地域の方々がともに地元への愛着が深まるようキャッチフレーズを募集する。
- 2 募集方法：オンラインまたは応募チラシで
- 3 応募状況：229 件の応募  
町内小学校：167 件  
町内中学校： 57 件  
その他町内： 2 件  
その他町外： 3 件
- 4 ネーミングについて  
琴浦 My スター★（コトマイ）  
ネーミングの意味や意図：  

|  |
|--|
| 僕が、私がこれからの琴浦町を担うんだと自信を持つ。<br>これからの琴浦町の星になって輝いていきたいと思います。 |
|--|

  
\* 選考状況：校長会、教育委員会での協議を経て決定する。
- 5 琴浦町のふるさと教育・・・別紙参照

## 琴浦町のふるさと教育

### ことうらまいすたー 琴浦 My スター☆

- ・琴浦町を自分の誇り（星）に思う
- ・琴浦町の名人（マイスター）
- ・これからの琴浦町の星になって輝く（☆）

といった意味を込めた名称です。略して「コトマイ」。

これまで多くの地域の方にご協力いただき、さまざまなふるさと学習を行ってきました。

引き続き、各校で独自の取組みを進めていきます。

- ・地域の一員としてふるさとを大切にすることを心を持つ
- ・琴浦町に誇りと愛着を持ち、継承・発展させようという意欲を持つ
- ・ふるさとに根ざし、グローバルな視点で考え行動することができる
- ・将来にわたり、様々な場面で地域を支えていくことができる

地域を担う  
人材

### ● 気づく

地域を知り、良さを知ること  
で、地域の一員としての自覚  
を持つ。

### ● 出会う

体験活動や交流を通して地域  
にふれ、愛着を持つ。

- 自然・歴史・文化・産業などについて知る
- 家庭や地域の温かさ、人とのつながりの良さを知る

### ● 考える

地域について学んだことを掘り  
下げ、自分ごととして考える。

- 地域の課題に対して解決策を考える
- 持続可能な地域とするためにできることを実践する

### ● 行動する

地域をよくするために自分が  
できることを考え実践する。

それぞれの学習活動や取組みを関連させ、積み重ねていくことで、  
地域への愛着や誇り、豊かな人間性や社会性を育み、地域の一員と  
しての自覚を促していく

低学年

中学年

高学年

中学生

## コミュニティ・スクール

～～学校・地域・家庭で連携・協働しながら子どもたちの学びや成長を支える～～

令和5年度 琴浦町教委計画訪問（後期）

1 参加者

河原教育長、教育委員（4名）  
 桑本教育総務課長、山根社会教育課長、三好人権・同和教育課長  
 中部教育局（係長、指導主事） 岸田指導主事 谷岡指導主事

2 日程等

| 期 日                 | 学校名              | 日 程                             | 教育局      |
|---------------------|------------------|---------------------------------|----------|
| 10月13日<br>(金)<br>午前 | 赤碕<br>こども園       | 訪問時間 9:30～11:00                 | 嘉戸浩二係長   |
|                     |                  | ・ 9:30～9:45 園の概要・取組の重点等の説明      |          |
|                     |                  | ・ 9:45～10:15 保育参観（ほしぐみ：3.4.5歳児） |          |
|                     |                  | ・ 10:20～11:00 懇談会               |          |
| 11月14日<br>(火)<br>午後 | 浦安<br>小学校<br>全体会 | 訪問時間 13:20～15:50                | 嘉戸浩二係長   |
|                     |                  | ・ 13:20 来校                      |          |
|                     |                  | ・ 13:20～13:50 学校経営の説明(取組の経過報告)  |          |
|                     |                  | ・ 13:55～14:40 5校時の授業参観          |          |
| ・ 14:50～15:50 全体会   |                  |                                 |          |
| 11月20日<br>(月)<br>午後 | 聖郷<br>小学校        | 訪問時間 13:20～15:30                | 熊谷裕子指導主事 |
|                     |                  | ・ 13:20～13:45 学校経営等の説明          |          |
|                     |                  | ・ 13:50～14:35 5校時の授業参観          |          |
|                     |                  | ・ 14:40～14:45 職員紹介(授業をしない職員)    |          |
| ・ 14:45～15:30 懇談会   |                  |                                 |          |
| 11月21日<br>(火)<br>午前 | 赤碕<br>小学校        | 訪問時間 9:00～11:10                 | 嘉戸浩二係長   |
|                     |                  | ・ 9:00～9:30 学校経営等の説明            |          |
|                     |                  | ・ 9:35～10:20 2校時の授業参観           |          |
|                     |                  | ・ 10:25～10:30 職員紹介(授業をしない職員)    |          |
| ・ 10:30～11:10 懇談会   |                  |                                 |          |
| 11月22日<br>(水)<br>午後 | 赤碕<br>中学校        | 訪問時間 13:05～15:25                | 嘉戸浩二係長   |
|                     |                  | ・ 13:05～13:30 学校経営等の説明          |          |
|                     |                  | ・ 13:50～14:35 学習参観・環境確認         |          |
|                     |                  | ・ 14:45～15:25 全体会（職員紹介を含む）      |          |

担当:鳥取県教育委員会事務局  
実施予定時期:令和6年1月中旬～下旬  
対面方式の研修会

※講演会で聞きたい、分科会で意見交換したいテーマ・内容について、ご記入ください。

|     | テーマ | 内容<br>※ポイントがわかるように記載してください。 |
|-----|-----|-----------------------------|
| 講演会 |     |                             |
| 分科会 |     |                             |
| 分科会 |     |                             |
| 分科会 |     |                             |

その他、研修会全体についてご意見ご希望等あれば記載をお願いします。

|  |
|--|
|  |
|--|